

Title	日本剣道史(その2)
Sub Title	History of Japanese kendo (II)
Author	金子, 国吉(Kaneko, Kunikichi)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1964
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.4, No.1 (1964. 9) ,p.35- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00040001-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本剣道史(その2)

金子国吉*

第1章 太古～平安朝(代表的著書についての論評)

第1節 剣道の発生と発達について

剣道発生論の通説で述べたように、その発生については、或る時代、特定の人物等を挙げることは不可能にて、判らないのであるが、更に、その研究方法等についても、各方面から論じなければならない。この発生と発達について、現在、剣道史において代表的な著書について参考までに、その概要を述べてみる。

(1) 山田次郎吉著「日本剣道史」

「第2章 剣道の淵源」には、『既に神代に刀劍あり。之が利用の道を求めるは人間の通性である。牙あり、爪あり、角あり、蹄あり、下等動物に至るまで自然の保護色あり、人間亦靈知に基き、己れを保護する武器を案ずるは必然のことである。

然るに剣の運用は時代を劃して之を言い難いが、その淵源は遠く上古にあると想像せらるるのである。

日本紀に「綏靖天皇が武芸人に過ぎ玉ふ」とあるは、強いて剣のみに就いていったのではないが、勿論刀劍の練習が、其中にあったことが察せられる。又崇神天皇の御子、豊城命(トヨキノミコト)が、「夢に、擊刀(タチカキス)」とあるも、剣法自習の旨が現われている。「懷風藻」に、「天武天皇の皇子、大津皇子は、壯なるに及んで、武を愛し、多力にして能く剣を擊つ」とある。持統天皇の三年、高田石が戻、「三兵に閑へるを賞して物を賜ふ」とある。三兵は、弓、剣、槍をいったのである。

* 慶應義塾大学体育研究所講師

奈良朝に吉備真備が、唐より孫吳の兵法を伝え、攻軍、陣地の研究が起つてより、弓馬槍劍の道は、みな用兵の具としてこの一部門中に混入せられた。従つて、剣技を行なう者を兵法遣いと呼んだのである。この兵法、すなわち刺撃の術がようやく行なわれて、平安朝に及び、源為朝が追手の某より太刀打の業を習得したことは、保元物語(1183)に記載されてある』と。

更に、その記述を要約してみると源義経が幼時、鞍馬山に剣術を学び、「平家物語」を説明し、また更に、兵法学につき、「支那古代の武芸にして、応神天皇の朝、王仁の伝える所として、代々の聖士、之を修し玉ふ」として、後世の「形」の淵源としているのである。

第1章、通論においては、『吾国史創まって以来、剣戟と民性とは、須臾も離ることの能ない関係を有している。……上古、諸冊二神が蒼海を探った事蹟以後、多くの史実は剣によつて事を生み、剣に依て跡を垂れている。看るべし素戔鳴命が天照大神と天の安河原に誓つたとき、大神は命の帶ぶる剣を噛んで、御子を生み、亦命は山田に蛇賊を斫て靈劍を奉じたる等の外、剣の威徳を述ぶるもののが少なくないのである。三種の神器の一つとして崇敬措かざる所以は、其旨遂しといべきである。』と。

(2) 高野佐三郎著「剣道」史伝（第3編）第1章「剣道略史」第1節「概観」に、『……従つて、其の起源に関しても、荒誕なる説を為すもの少からず、日夏繁高の「武芸小伝」に曰く………「夫れ刀術は武甕槌命、經津主命、十握剣を抜き、倒に地に植て、其の鋒端に踞するの神術に始まり、景行帝の皇子日本武命、其の神術を伝へて三段の位と為し、源義家之を学びて五段の位と為す」』とあるを説明し、その神術がいかなるものか、三段、五段の位とは何か、その事実と否とは別として詳細の不明を述べ、更に『我祖先は常に三尺内外の所謂十握剣を用ひ、之等の剣は大抵、片刃なりき、斯の如き刀剣を以て闘ひしことなれば之を意の如く使用せんがため最も適當なる方法を考案し、又は実戦上の経験より得たる所を使用せんと欲して予め練習を行ふことありしを察するに難からず、故に剣道の起源を以て一定の人の発明なりとするは誤りにして、恐らくは刀剣の製作と共に創まり、幾多の年所を経て次第に発達し来たれるものとなすが至当なるべし』と。

また『古くは崇神天皇の皇子、豊城命御夢に、八たび擊刀（タチガキ）したまへること古事記に見ゆ。擊刀とは刀の使用法の練習をいふ。下りて奈良朝に至りては、衛士及地方の兵士をして、休日毎に弓馬の術と共に刀の使用を練習せしめたり。然れども當時如何なる程度に発達し、如何なる方法によりて教習せしか、等の詳細に至りては分明ならず、『参考保元物語』には、鎮西八郎為朝が、刀術を九国一番の物切り、肥後国の住人尾伊手次郎大夫教高に学びて師より立優れるを記せり。九郎義経は鞍馬の奥にて剣法を、吉岡鬼一法眼に学びたりと伝へられる（異人に学べりとも、猿を相手にせりとも伝ふ、事実の真相は知り難し）。

既に源平の頃には余程斯の術も進歩して、名ある達人も出で、師弟の関係もでき、専ら之を

教習するものの現はれたること推して知るべし，而して斯道の奥義を極めて何流と称し………』。

更に武器および戦闘法の変遷と剣道の発達に言及し，『武器及戦闘法の変遷も亦剣道の発達に關係する所あるものの如し，弓箭は神代の昔より最も重要な武器として，用ひられ，武士を弓取と謂ひ，武士の家を弓矢の家といひり。長刀，槍も亦或る時代には用ひられたれども，最も長く且つ最も広く用ひられたるは，いふまでもなく刀なり。

古来本邦に於ては大いに刀剣を尊重し，皇室に於ても草薙剣を以て三種神器の一つとせられ………既に大宝年間，大和國に天国の出でしより精良なる刀剣を鍛へ，我国独特の剣道の起り来れるは怪やしむにたらず。

上古の戦闘法については詳に知ること難し，平安末期より源平の頃に亘りては，薙刀が使用され，………甲冑に対して四尺，五尺の太刀が使用され，これがため太刀打が比較的効力が少なく，多く組打の行はれたること察すべし………』とあり，またその教習法については，『往古より刀剣の使用法を教習せしことは疑ひなけれども，その方法如何に至りては詳にならず』と述べている。

更に，第3章「日本刀」第1節以降において刀剣について詳述しているが，その骨子とするところは，刀剣が人類の武器として最も早く，最も広く使用され，また尊重され，その例として三種神器と，神社の御神体として尊敬されていることを挙げている。この尊崇されていることは刀剣が靈的・神秘的な威徳あるものとして妖魔退散の守りであるとしている。またその沿革として，刀剣が身を守り敵を殺傷するに必要な武器として，既に往古より尊重愛用され，その著名なる刀剣として下記を例記している。

天叢雲剣（アメノムラクモノツルギ），天之尾羽張（アマノオハバリ），十握剣（トツカノツルギ），九握剣，八握剣，頭槌剣（カブトヅチノツルギ），蛇之麤正（オロチノアラマサ），蛇之韓鋤之剣（オロチノカラサビノツルギ），天之蠅研之剣（アマノハヒギリノツルギ），大葉刈剣（オホバカリノツルギ），師靈（フツノミタマ）等々である。また名称については，上古にあって刀という語も剣という語も同意義であり，片刃のものを刀（タチ）といい，両刃のものを（ツルギ）というは後世の用法であり，上古においては片刃のものと両刃のものと共に用いられたのではないだろうか。その例として古墳より発掘された遺物をみると片刃のものは直刀にして（例外を除き）三尺内外にて，両刃のものは短かく，一尺五，六寸より二尺内外にて，その発掘された数も片刃に比較して非常に少なく，これより想像して上古においては鉄製の三尺内外の片刃の直刀を多く使用し，その使用法は後世の太刀打と同じく斬ることを主としたものであろうと説明し，その長さについての例として，時により変遷ありとし，古事記，日本書紀による，伊弉諾尊の，（カグツチ）を斬った剣，素戔鳴尊の八岐蛇を斬った剣，および天照大神と誓い給える時に使用した

剣はいずれも十握の剣、また九握、八握の剣にて、握は一握の長さにして、古墳より発掘せる実物も上古の剣は多く三尺内外であると述べている。

またその種類と構造については『上古は（タチ）と（ツルギ）とを同様の意味に用ひたるが、中古以後今日まで一般に片刃のものを刀（カタナ）といひ、両刃のものを剣（ツルギ）と称す、和名抄に一刃のものを刀といひ、両刃のものを剣と称し、更に刀の大なるを太知と呼び、小なるものを賀太奈といふ事見えたり』と述べているのである。

(3) 次に、下川潮著「剣道の発達」について、その概要を述べてみる。

剣道が最も発達し、靈妙の域に達したのは実に足利中期以後で、それ以前は剣道の萌芽時代とも称すべきである。

およそ原始社会には、その生存のため争闘、狩猟は日常のことにして、軍事的・宗教的階段を経ることなくして、その発展は期し難く、従って、その生存上、武器、武力に頼ることは当然である。神代の武器をみても、剣、弓、矛、等々は数多くみられ、特に太古以来、刀剣が多く武器中最も尊重されたことに、注目すべき点があることを強調している。

例えば、天照大神の宝剣をもって伝国の璽とし、三種の神器の中にあり、また伊弉諾尊、素戔鳴尊の剣、垂仁天皇の石上神宮に御神体として奉祀せる師靈、その他、刀剣を神宝として諸國の神社に納めたこと、神功皇后の三韓征伐に際し大三神社に刀矛を納めたこと、節刀として征討將軍に授けられたる風習、等々、刀剣への神聖視、尊重の事実を述べているのである。そしてこの事実は、刀剣の使用に優れ、他民族の征服、またその他の利用の効果に刀剣に靈妙の力を認め、遂に尊重、神聖視されたものである、としている。

神話古伝説は数多くの刀剣の物語が登場して、天孫民族が他民族を平定統一する事業を完成し、如何に刀剣が重要なものであるかについて言及している。

従って剣道の起原は「伊弉諾尊が帶びる十握剣を抜きて軒遇突智を斬り三段となす、云々」の紀の記事をとり、或は「武甕槌尊、經津主命の二神が十握の剣を抜き倒に地に植え、その鋒端に踞す、云々」の記事をもって剣道の起原としているものについては誤りも甚だしいもので、恐らくは剣道は刀剣の製作と共に創まり、幾多の年限を経て次第に発達したものである。

更にその発達の過程については、「崇神天皇の皇子豊城命が夢に御諸山に登り、東に向ひ、八廻弄槍（ホコユゲ）し、八廻撃刀（タチガキ）す、云々」の記事より考え、當時（崇神紀四十八年）皇族において、平素撃刀の教習をしていたことの証明とし、更に「懷風藻」、大津皇子の「多力にして能く剣を擊つ」の記事をとり、當時既に剣道が存在していたことを述べているのである。

その例として、崇神天皇の石上神宮、鹿島神宮への刀剣の献納、垂仁天皇三十九年、太刀一千口を大和忍坂邑に蔵め、太刀佩部を定め、繼体天皇二十一年筑紫国造磐井追討に、物部龜鹿

火に剣を授け節刀の起原を開き、推古天皇十年、来目皇子、刀劍等兵器を作り、軍隊に与え新羅に向わせる、等々を挙げ、わが国運劍術の優秀さを述べているのである。

更に当時往来のあった中国について、「史記」八十六刺客列伝、「漢書芸文志」「武備志」等を参考として、中国において、剣道の盛んなるを述べ、わが国への影響の大なることのあるを、その諸制度と共に伝來したことは当然であるとしているのである。

ことに天智天皇二年、白村江の戦に敗れた後、天武天皇は意を兵事に努め、持統天皇は、諸国の壯丁をして兵とし武事を習わしめ、軍防令を始めて備え、陣法を習わしめた。また当時の京師勤番の衛士の弓馬、刀法、槍法の教習について言及している。

これ等の記事より想像して、唐風の模倣より見て、刀法もまた唐風のものであり、古来の運劍法は全く影をひそめ、形式的な模倣の剣道であったとし、武士の興隆により初めて、我国古来の剣道が支那式剣法を漸次改変して、剣道の再興、発達がなされて来たものであるとしている。

以上、剣道の発生と発達についての代表的な著書に記され、流布されている概要であるが、その骨子をなすところの事項は、すでに述べたごとく、剣道は特定の人間の發明によるものではなく、刀劍の製作（刀劍の存在）と共に、その原始的な運劍法が存在しており、後世伝えられるところの各流派の起原とされているものは信用するにたるものでないということである。

次に刀劍が非常に尊敬をうけていた事実を述べていることである。

更に戦闘に際し重要な武器であった、ということである。

「剣道の発生、通論」で述べたごとく、当時の社会的な影響、すなわち剣道の発生を促すに足る社会思想（宗教）との関連については何ら言及されていないのである。これは同時に、何故に剣が玉、鏡と同じように宗教的に利用され、尊敬を受けたか、ということでもある。勿論日本書紀、古事記等の文献の引用は当然であるが、次に社会思想との関連について述べてみる。

第2節 社会思想との関連について

原始、古代社会における宗教は、祭政一致という言葉のごとく、その全日常生活は宗教に依存されていたといっても過言でなく、宗教を無視することはできない。この重要な宗教、信仰に大きな要素を占めていた剣のもつ意義は非常に大きいものであったことは当然である。剣の存在と共に、その使用法が存在していたことは想像に難くなく、原始的な形態ではあるが運劍法は当然存在していた。

日本書紀、古事記における神代の時代は、そのまま史実になることは考えられないが、この

神話の物語は古代の人々の生活と密接な関係を有していたことは否定できない。この神話の社會性ということも尊重されなければならない。この神話の根底をなす古代社会の宗教・思想の概念は、第一に「靈魂」ということである。これが人間社会に災禍をもたらし、生死を左右する、という観念から生じた宗教的儀礼の発生であり、その儀礼として供物、供犠、祈禱の類が最も重要な儀式となったことである。すなわち靈的な存在(精靈、靈魂、守神、惡鬼)の対象の観念である。このような靈的存在は、その原始的な埋葬法よりも考えられるが、それは遠く人里離れた場所に死者を捨てたり、また石器時代の屈葬などから、死者の靈魂が人間に害を与えることを危んでいたことが想像されるのであるが、これが、神話の中に考えられるのは、日本書紀、神代の巻、伊弉諾命が黄泉国から帰る時、死んだ伊弉冊命の怒りを受け、黄泉国醜女八人に追いかけられ、命は剣を抜いて、後に振りながら逃げ、更に黒鬚(クロミカヅラ)や、湯津爪櫛(ユツツマグシ)を投げ、大樹に放尿して逃げ………云々の物語がある。これは野辺に死者を捨てて帰る時、死靈のよりつくを防ぐための種々の呪術が示されている。また禊祓(ミソギハラヒ)の思想も表現されている。更にまた天岩戸神話の原型といわれる、宮中鎮魂祭儀のことで、「神祇令義解」に鎮魂の義を「離遊の運魂を招ねきて身体の中府に鎮む」とあり、「旧事本紀」に天神御祖が、鏡、玉、剣、比礼などの天璽瑞宝十種を、ニギハヤヒノミコトに授け、「若し痛むところあらば、この十宝をして、一二三四五六七八九十、と謂ひてふるへ、ゆうゆうとふるへ、かくせば死人も生き反りなむ」とあり、この儀を更に詳細に伝えている。

このように靈魂の離遊、また靈魂の呼び戻し、生氣づけることの祭儀の思想に剣が使用されているのは、その剣の発生の過程において、剣それ自身に靈魂を生じせしめたところの運劍法が存在しており、それが原始人に対して、呪術、禊祓等の祭儀の用具として重要なものとなり為政者により、大いに利用されてきたものであろう。

更に自然現象の背後の神靈や、自然現象 자체を神とする神秘的な思想も、古代社会においては、靈魂と同様、深い意味をもっていたのであろうし、これが神話にも剣が重要な要素を持っているのである。

古代の神話伝説について「國家の生成」(新日本史大系第1巻、和歌森太郎編) 第5節「神代史の構成」の項に、神話発展の整理として、次のとく述べている。

『1 純粹な精靈の段階として、稻靈たる、アシナツ、が死んで、その子、クシナタ、が次春生まれてくるといふ神話。

2 自然神の要素が加って、蛇神オロチ、が殺され、その遺骸から、クサナギ、が復活する。なお、オロチ、とクシナタ、との神婚も語られる。

3 人格神の段階として、スサノオ、とクシナタ、との神婚、ヤシマシヌ、はじめ諸王子の降誕が語られる。オロチ、退治を行ふ、スサノオ、は英雄的色彩を帶びてくる。スサノオ、が

根柢に追はれる物語も同じやうな意味を含んでゐるやうである。

穀靈神話の第2は殺す代りに、これを生氣づける呪術であった、フル呪術とムスブ呪術とがそれである。

穀靈呪術の第3は、その聖婚儀礼であった、その呪術としては神像をもって、田楽的に行ふ法、男女の農夫が行ふ性交、あるいは呪術師、祭司によって行はれる性交などの法があったと思はれるが、これが、ウケヒ、神話の原型だったと考へられる。

次に神話は政治的色彩の強い降臨神話とも呼ぶべきもので天孫降臨神話をその代表として、断片的なものとして、イザナギ、イザナミ二神の降臨、ツツノミタマの降臨、ニギハヤヒの降臨、等があるが、その特徴として、降臨させる神と、降臨する神、シルシ、として授ける、ホコ、ツルギ、など降臨の媒介物としての聖山、聖樹、神劍などが見られる。降臨神は氏族の守護神＝氏神であったらうが、人格神の発生にうながされて氏神が祖先神と習合するに至って降臨する神は、その氏族の祖先神と考へられるに至ったのである。

更に政治的色彩の強いのは、国生みの神話である。「日本書紀」神代の巻、八洲起源に「陰神先ず唱へて曰く、あなにえや、可愛少男（えおとこ）をと。便ち陽神の手を握りて、遂に為夫婦（みとのまぐわい）して、淡路洲を生む、次に蛭子（ひるこ）を生む」とある。

八洲起源、四神出生の神話は、もともと一つの神話の原型から分裂し、展開したものであり、一連の統一的作品として綜合され、余分のものも取り入れられ、日本古典神話が、その製作の意図より皇室の祖先系譜を軸として、大きく統一が行はれたものであらうし、それとは異り、全然主題の別であった、幾つかの断片的神話も、ある纏まりに綜合されたものであらう。』と日本古典神話の記紀の展開について述べている。

日本古代の社会思想は、未知なるものへの信仰であるが、これが最も古いものは「呪術」であり、「物忌み」である。呪術は精靈を追い「祓う」儀式である。「みそぎ」「ぬさ」をもって祓い清める「占卜」の伝説となり、「神のお告げ」「神がかり」の信仰へと移ってくる。

神代史のような纏りをもつ物語が成立するには、すでに、それ以前に多くの神話、伝説が断片的ではあるが存在していたことは当然であり、神聖な事業、統一という目的のため、神聖な権威や、それに伴う祭祀の儀式が重要な要素を生じてくることはまた当然である。この重要な儀式の目的達成のため利用されたのが、何らかの意味において、古代社会において「呪術的な意味をもった剣、玉、鏡」、換言すれば「呪術そのものと一体となった剣、玉、鏡」が、神話発生の母胎となったものであらうし、これらの、剣、玉、鏡は神話発生の時代より更に相当古代において存在し、特に剣については、神代史において特に重要な要素をもつに至ったところの古い信仰が存在していたものであらうし、また大きな信仰を得るに至った剣の魔力、また為政者に利用され得るに至った剣法もまた大きな要素を占めていたものであらう。これは単なる

祭祀の仲介物であることより、更に一步進んで「神」そのものとなり、尊崇されてきたものであろう。

このように剣道については、その発生、発達の初期においては既述のごとく、或る一時代を劃し、また特定の人物を指向して論することは出来ない。記紀のような文献によつても、剣は、すでに重要な社会思想の位置を占めており、これ以前の剣道については解明できないのであるが、剣が上古において、重要な役割を果たしており、利用されていたことについてはすでに神話発生の時代において、刀剣の使用法にも長じ、国家統一の武器の代表的なものとなり、尊重され、神聖視され、次第に、その経験により、使用法も習熟し、刀剣と、その使用法が一体となり、その使用法の文献も単に刀剣のみの記述に終了し、剣道の発達についての記事は刀剣の記事となってきたものであり、祭祀の用具として活用されるに至り、その初期の運剣法は全く衰微したものであろう。換言すれば祭政の用具として古代社会において尊敬をうけていた刀剣の操法が、文字となり表現されていないのは、このような、儀礼的に使用・利用され得るに至った時代には、既に運剣法の必要もなくなり、専ら思想上の用具と化し、衰微の一路をたどってきたものであろう。

第3節 剣道の名称についての考察

日本古代における運剣法(剣道)が、ただ単に刀剣の存在と共に、当然その使用法もあったという想定のもとに述べて来たが、刀剣ということより離れ、刀剣の使用法に関すると思われる文献はどうであろうか、剣道という名称、運剣法と思われる文献について、その変遷をみていくたい。

「剣道の発達」(下川潮著)第1章「緒論」第1節「剣道の意義及名称の変遷」の項において、詳細に述べられているので、その概要を述べてみる。

『抑も剣道とは、刀剣を使用し、戦闘するの技術を練磨せんために起れるものにて、元來の目的は技術を巧妙にし、源平以後足利期に至る間に大いに発達した。剣道といふ名称は決して最近に至りて、使用し始められたるにあらず、その起源は遠く支那古代にあり、「漢書芸文志」兵技巧十三家百九十九編とある中に「剣道三十八編手博六編」とあり、末に「技巧者習手足便器械積闕以立攻守之勝者也」とあり、是れ恐らく、剣道といふ文字の使用せられたる起源なるべし、我国における名称は剣術又は撃劍なる文字呼称の行はるるあり、徳川時代においては、剣術、刀術、兵法、撃劍、刺撃の術、剣法、刀法、剣道と幾多の呼称、文字が使用せらる、然し我国において最も早く、名称の文字に表はされ、今日に残れるものは、日本書紀、崇神天皇四十八年の條に、皇子豊城入彦命が夢に「向東而八廻弄槍、八廻撃刀」とあるを初めとす。

撃刀は古語にて「多知加伎」と訓す(日本書紀注、多知加伎とあり、加伎は振也)、日本書紀通証には、太知字知と訳せり、我国においては、古く剣道のことを「タチガキ」といふ名称にて呼びたること明らかなり、然るに奈良時代、唐文化、漢文学の尚ばるるや、「漢書」に「司馬相如伝」「少時好読書学撃劍」とあるが如き、用語を倣ひしか、当時は一般に文語にては、専ら撃劍、撃刀、等の漢字を使用し、国語にては、普通「ゲキケン」と云はずして「タチウチ」と云ひしが如く思はる、「懷風藻」には「大津皇子能撃劍云々」とあり「享禄本類聚三代格」十八卷、孝謙天皇、天平勝宝五年、太政官符にも「兼撃劍、弄槍、発弩、抛石」とあり、又「令義解」五、軍防に「凡衛士者……每下日即令於当府教習弓馬用刀弄槍」とあり、又「タチ」は物を断ち切ることにて「太知」といふ語は「打つ」といふ言葉と共に、古き語にて、横刀、とも太刀とも古書に見え、又木太刀を「キタチ」と訓せり。

平安朝時代に入り漢文衰へ、国文学の「太刀打」なる語が益々盛んに用ひらるるに至りしが如し、然して、末期戦乱続き一騎打することも「太刀打」なる言葉を使用することとなり、又一方には、平素剣を習ふにも従来と同じく、太刀打の言葉を慣用せし如し、然るに、この語は頗る平易にして、簡易を尚ぶ当時の武家の意に適ひ、鎌倉時代を経て、足利中期まで一般に用ひられし如し(奥州後三年記、承久記、平家物語、源平盛衰記、太平記、嘉吉物語、伯耆卷、義残後覚)』と。

「剣道」(高野佐三郎著)、第3編「史伝」第1章「創道略史」第1節「概観」に剣道の名称について、『剣道は古くは、単に太刀打と呼ばれ、戦国の頃より、元亀、天正、徳川の始め頃までは専ら兵法といへり、兵法とはもと、戦闘に関する諸般の法を云ひ、兵学、軍法、陣法等を云ひるものなりしも、後には、ただ剣道のみを斯く称せり、剣術といふ語は、慶長以後用ひられたり、其後は主として、剣術と称し、其外文章、書籍等には、兵術、剣法、刀法、刀術、刺撃、撃劍等の語も用ひられたり』とあるに過ぎない。

その他の剣道史についての著書においても、その概要は同じにして、剣道と呼称せられたのは、徳川時代であり、一般的に呼称せられたのは明治時代に入ってからであり、比較的新しい時代である。

剣道における名称の記録として見るに、上述のごとく、第一に、日本書紀の中に「崇神天皇四十八年正月戊子……会明兄豊城命、以夢辞奏于天皇曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍、八廻撃刀」とあるが、タチガキという言葉は明らかに、刀の操法を形容しているものであるが、しかし剣法の一定の型を演じたものであるか、また単に刀を振り廻したものであるか、については断定することは困難であるが、原始的な古代剣道の中に後世のごとき型が存在していたとは考えられない。ごく初歩の刀の操法はあったことは想像されるので、このような言葉が記録上に残されていることは、只単に刀を振ったということではなく、原始的操法ではあるが、相当進歩した操法が存在していたものであろう。「懷風藻」に大津皇子を評し「及壯愛武、多力

而能擊劍」とあるが、これについても、剣の操法の程度が、どんなものであったかは判然としないのであるが、擊劍という文字が最初に表われていることより考えても当然、原始的な操法より更に一步進んだ「刀法」の存在を示しているものと考えられるし、また刀剣が尊崇されてはいたが、武器としては、その最初の操法から、剣の目的が後退し、他の目的のため利用され、その刀法が他の武器に比較して発達せず、むしろ後退し、重要な武器ではなくなったものであろうということは、他の弓、馬、相撲等の他の武技の記録が多く残されていることより考えても想像されるのである。

以上の概略よりも解るとおり、わが国における剣道という名称の使用については比較的時代の新しい(徳川時代)もので、それ以前においては、剣術、刀術、擊劍、刺擊、劍法、刀法等々の名称にして表現されていたということである。古語については「多知加伎」「太刀字知」等に訳されており、更にその表現の文献として、日本書紀、崇神天皇四十八年の条に皇子豊城入彦命が夢に「向東而八廻弄槍、八廻擊刀」を挙げている。また「懷風藻」で大津皇子を評し「及壯愛武、多力而能擊劍」を挙げている。この擊刀、擊劍、即ち「タチガキ」という言葉に訳されている。しかしこれがどのような状態を形容したものであるかは判らない。単に剣を振ったのか何等かの約束された操法があつて、それを演じたものか、漠然としているのであるが、しかし剣道の初期の運劍法が存在していたことは容易に想像されるのである。しかし、この二つの記事以外に剣道の存在を示すような記録がない。

南北朝、鎌倉時代になり、社会も戦乱の続く頃になり、初めて剣法に近い表現の言葉が出てくるのである。剣道の存在、並びに発達の過程において、その名称、表現の記録が少ないとということは、古代社会において、戦闘に剣を使用することは、重要な要素でなくなっていた。すなわち、戦闘の重要な部分は、弓、馬、力にあり、剣法は、必要でなくなり、刀剣は武器としてより専ら祭政の用具として尊重され、従って、その操法も発達せず後退してしまったものであろう。

刀剣発生の初期において、これに魔力を附すに足る運劍法が存在し、次第に、それが目的より遠くなり、刀剣は宗教的儀式の用具となり、戦闘の直接の武器ではなくなり、その操法も発達せずして時代を経過したものであろう。

第4節 戰闘法の変遷と剣道との関連

剣道は刀剣を使用して、戦闘する技術を練習し、巧妙にして、身体を鍛え勝利を得んとするにあったことは、当然であるが、刀剣が原始社会において、他の利器よりも大いに利用されていたことは、その操法の優れていたことによることもまた当然であり、古代社会において

て、その民族の生存上、争闘、狩猟に、他民族の征服平定のため、軍事的に、宗教的に大いに武器、武力を必要としたことは想像に難くない。刀剣と操法は共に進んできたもので、刀剣の変遷はまた操法の変遷となり、操法の進歩は刀剣を変え、現代にみられるような刀剣を生み、操法が生じてきたものであろう。その変遷の過程において幾多の戦闘を経験して、改良が重ねられてきたものであろう。文献上に表われた古代の戦闘は、第一に智力であり、小人数による対敵争闘である。諾冊二神の黄泉平坂の戦闘、神武東征をみても、険要なる地形において、山地の戦い、隘地の戦い、智力にて敵を欺き、地形を利用し白兵敵の巨魁を討つことが勝利への道でもあった。

「剣道の発達」(下川潮著)の中に、『彼の素盞鳴尊の八岐大蛇に酒を呑ましめし如く、或は神武天皇が忍坂邑に大室を作り、賊徒をここに誘ひて、誅せしが如く、或は日本武尊が川上皇帥を誅し、或は出雲健を川泳ぎに誘ひ、大刀を取替へて倒し、神功皇后が天子崩ゼリとこれを喪船に奉じ戦ひし如く、その例は数多くみられるのである。又その二としては、弓矢の戦においては、彼我共に長じてゐたけれども、我が天孫民族は殊に、一挙接戦により敵を屠るに弄槍、撃劍の術、特に剣法に長じ、例へば、我が破駄盧島の生成已に天之瓊矛の力による、伊弉諾尊剣を抜いて軒遇突智を斬る、天孫瓊々杵尊の葦原の中国の主たらんとするに当り、經津主命、武甕槌命が出雲に降り、大己貴命の国土を譲らしめ、抜十握劍倒植於地踞其鋒端、十握劍を徳として、又三種神器の一つとして、天の叢雲剣を授け、素盞鳴命の八岐大蛇を退治するも剣の徳』とし、その他我が国神話、古伝説においては、刀剣を以て異種族を平定、国を建て、統一事業に武器の代表物として刀剣を挙げているのである。

古代社会において、刀剣が祭政に利用され、国家統一事業の重要な役目を果たすまでになつたのは、その操法が刀剣に対する尊重を得させるに至ったものがあったのであろうし、それが次第に、兵器、武器としての利用価値を失い、祭政の用具に専ら利用されるようになってきたのは、そのほうが為政者にとって便利であり、有効な手段であったがためであろう。これは前述のごとく、初期における優れた操法が退歩し、記録にも残らなくなつた原因の一つにもなってきたものであろう。また他方古代の戦闘様式が、次第に武器としての刀剣の利用価値よりも、弓、馬、力の戦闘がより重要な要素を占めたがため、更に操法の発達は退歩し、未発達のまま推移してきたものであろう。

室町時代に入り、大いに刀剣の操法が興隆してきたことについては、その時代における社会的状勢に、剣法の発達を促すに足る背景があったのであろう。

古代社会における戦闘の様式は、石拋、弓矢の方式から想像しても、また兵士を「健人」(チカラビト)と称していることより考えても、武人の間においては、力が主として尊ばれ、これが戦闘において、大いに活用され、剣法を必要としなくなり、蔑視され、衰微したものであ

ろう。刀剣を祭政の用具として、また装飾として帯びているような時代には、剣法の向上、発達は考えられない。

平安朝末期までの戦闘では、荘園のエキストラ、常備兵ではなく、ごく小人数による親兵、太宰府の兵、三閨の番兵士くらいのもので、これらの役夫、奴僕等と呼ばれる日雇人夫同然の兵士には、剣法の習練、興隆は到底望むべくもなく、前九年、後三年、天慶の乱等の打続く社会状勢となるにしたがい、武力、兵力を必然的に必要とするようになるまで、当時の戦闘は地方の下級民を徵集し、これに当てるに過ぎなかった。しかし戦乱の続く社会状勢のもとに必然的に、その戦闘方法も進歩し、つれて、その生存上、軍法を教習し、幾多の経験を経て、戦法を生み出し、刀剣の使用もまた盛んとなり、武士の興隆と共に次第に盛んとなってきたものであろう。しかし剣法の記録も少なく、他の戦闘用具である、弓馬、力競ベ(相撲)の記録の多く残されている事実より考え、当時の戦闘は、少数の兵士が、遠くより弓を射掛け、接戦となり、一部特定の人が一騎打をする程度にて勝敗が定まったような戦闘にて、後の馬上戦闘、密集隊形の戦闘へと、その戦闘方式が変化するまでは、実際の戦闘には剣法を使用するに至らず、敵を力にて叩き倒すほうがより有効なる手段であって、剣法を習得する必要もなかったのではないだろうか。仮に、或る程度の剣法が存在していても、日常修練の場所にて、刀を型どおり操作するのみにて、実戦の場合は、やはり力を主として、敵を叩き倒すほうがより有効な手段であり、実戦的であり、力を超越した剣法は存在しなかったものであろう。従って弓矢、相撲の記録が数多く残されていることには、なんら不思議はないのである。剣法の発達は平安朝時代までは、みるべき操法が存在しなかったと考えられる。また一面、刀剣が、奴僕、役夫のような下級の兵士が、常用するには、不適当な要素が多かったのであろう。すなわち、常用するには、その製作上の問題、価格の問題等々が刀剣使用の隘路となつたものと考えられる。一般的に普及するのを妨げていたことも、剣法の発達が遅れ、記録にも残らない原因にもなっているものと考えられる。これは、古代社会思想が刀剣が儀式の用具となり、高価であり、上級社会の装飾といった面より考えても当然かと思われる。しかし、戦闘も次第に白兵戦闘が多くなり、刀剣も数多く作られ、一般の使用にいたるほどに安価となり、入手も容易となり、槍と共に、白兵戦闘において、予備的兵器より脱して、その操法も次第に型を整えてきたものであろう。

[参考文献]

- 「日本剣道史」 山田次郎吉
- 「剣道」 高野佐三郎
- 「日本古代文化」 和辻哲郎
- 「剣道の発達」 下川 潮
- 「日本兵制史」 日本地理学会
- 「古事記及日本書紀の新研究」 津田左右吉
- 「日本古典の研究」 津田左右吉

日本剣道史(その2)

- 「國家の生成」 新日本史大系
- 「日本武道史」 横山健堂
- 「日本武器概説」 末永雅雄
- 「剣道及剣道史」 高野弘正
- 「日本剣道史」 堀 正平
- 「日本古代史の考古学的検討」 後藤守一
- 「古事類苑」 武技部
- 「日本史」 坂本太郎
- 「日本の神話伝説の研究」 高木敏雄
- 「日本武士道史の体系的研究」 石田文四郎
- 「神代史の研究」 津田左右吉